

山梨県公報

第二千六百六十九号

平成二十九年

二月一日

木曜日

目次

○救急病院等の認定……………二五

○有害図書類の指定……………二五

公 告

○土地区画整理事業の換地処分……………二六

告 示

山梨県告示第十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院又は診療所を救急病院又は救急診療所として認定した。

平成二十九年二月二日

山梨県知事 後 藤 斎

一 救急病院等の名称及び所在地

名称	所在地
独立行政法人国立病院機構甲府病院	甲府市天神町十一番三十五号
甲府共立病院	甲府市宝一丁目九番一号
甲府脳神経外科病院	甲府市酒折一丁目十六番十八号
医療法人武川会武川病院	中巨摩郡昭和町飯喰千二百七十七番地
医療法人社団慈成会三枝病院	甲斐市竜王新町千四百四十番地

一 韮崎市国民健康保険韮崎市立病院

一 韮崎市本町三丁目五番三号

一 韮崎相互病院

一 韮崎市本町一丁目十六番二号

一 公益財団法人山梨厚生会山梨厚生病院

一 山梨市落合八百六十番地

一 医療法人桃花会一宮温泉病院

一 笛吹市一宮町坪井千七百四十五番地

一 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院

一 南巨摩郡身延町飯富千六百二十八番地

一 公益財団法人身延山病院

一 南巨摩郡身延町梅平二千四百八十三番百六十七

一 今井整形外科病院

一 甲府市上阿原町千五百十一番地

一 医療法人社団箭本外科整形外科医院

一 甲府市北口三丁目一番一号

一 大田整形外科医院

一 中巨摩郡昭和町清水新居四百九十八番地

二 認定期限 平成三十二年一月三十一日

山梨県告示第十七号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十二号)第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十九年二月二日から施行する。

平成二十九年二月二日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名 称	発 行 所
姉 a y a 冬号	宙(おおぞら)出版

29歳独身女子、ダマされてもいいからイケメンと恋がしたい	ぶんか社
劇漫デラックス vol. 4	竹書房
湯けむり美女温泉	実業之日本社
恋愛白書 パステル 1	宙(おおぞら)出版

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成二十九年二月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 施行者の名称 富士河口湖町小立土地区画整理組合
- 二 施行区域に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町小立字大堀、字七本櫻、字李原、字皮籠石、字白木及び字出口の各一部並びに同町勝山字豆塚の一部
- 三 事業計画決定の年月日 平成十七年十一月七日
- 四 土地区画整理事業の名称 富士北麓都市計画事業富士河口湖町小立土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地 南都留郡富士河口湖町小立七百四十九番地
- 六 換地計画認可の年月日 平成二十八年十一月二日
- 七 換地処分通知完了の年月日 平成二十九年一月九日